**様式番号12**

充てん設備の休止明細書

１　使用を休止した充てん設備について講じた措置

（１）休止した容器の残液を処理した後、弁類の封印（ハンドル撤去）を行い、容器内を窒素で置換し、圧力を０．１MPａに保持する。

（２）休止した充てん設備の保守管理に当たっては、封印された不活性ガスの圧力に係る異常の有無を日常点検・定期点検により確認し、休止中における災害防止に努める。